

東京地方裁判所 御中

事件名 損害賠償請求事件

(送達場所)

⑦182-0022 東京都調布市国領町4

原告

(



0424(84)86

⑦102-8651 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所内

03(3264)8111

被告 町田 顯 (マチダアキラ=現最高裁判所長官)

⑦100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1

相被告 国

代表者法務大臣 野沢太三

訴訟物の価額 金1,000,000円

印紙額 金8,600円

予納郵券 金7,460円



一. 請求の趣旨

- 被告及び相被告は連帯して、原告に対し金1,000,000円、及び平成13年9月14日から完済に至るまで年5分の割合による金員の支払をせよ。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

以上の通りの判決及び仮執行の宣言を求める。

二. 請求の原因

以下東京地方裁判所平成9年(ワ)第2543号事件をA事件といい、原告を私、相被告を国と略称する。

- 最高裁判所平成13年(オ)第910号上告事件(以下本件と言う)において深澤武久、井嶋一友、藤井正雄、町田顕の4名の最高裁判所第一小法廷の裁判官は、大村昌志他4名の東京都指定代理人が警視庁葛西警察署の「刑事事件のもみ消し」の責任を免れさせるという違法目的で行った訴訟詐欺行為、及び直接的にはそれらの詐欺行為を庇護・隠蔽するために証拠の握り潰し、訴訟手続違反で原告(以下私と言う)を敗訴せしめた東京高等裁判所裁判官奥山興悦、山崎まさよ、沼田寛(本件原審)の違憲違法の判決(裁判行為)を擁護するため、憲法第81条の「憲法の番人」として憲法適合性の判断をすべき憲法上の義務がありながら、敢えて「その実質は単なる事実誤認を主張するもの」という曖昧・不明確な理由で私の名実共に憲法違反を理由とする適法な上告(甲第4号証)を決定で棄却した。

- 裁判の理由というものは「何か書けば良い」というものではない。それなりに一般通常人をして納得せしむるに足りる合理的なものでなくてはならないのは事理当然のことである。本件決定の理由らしきものは極めて曖昧不明確であり、およそ裁判の理由と言えるものではない。

3. また違憲判断とは憲法の価値・理念に照らし合わせて当該国家行為の憲法適合性を判断するものである。

本決定は「実質は事実誤認を主張するもの」で違憲の主張に該当しないというものであるが、私の上告理由書（甲第3号証）記載事項は憲法の価値・理念に形式的にも実質的にも違反するものを列挙してある。

こうして本件決定の実質を検討すれば、敗訴という不利益を最高裁判所の権威をもって違憲・違法・理不尽にも私に押しつけ、少なくとも明白で疑いの余地のない東京都の訴訟詐欺行為及び原審の奥山興悦他2名の裁判官達の違法な裁判行為を庇護隠蔽し、事実上「真実」を闇に葬り去ったものといえる。

4. なお加うるに、最高裁判所裁判官といえども公務員であるから、刑事訴訟法第239条2項の公務員の犯罪告発義務（法的作為義務）により次の5. 記載の通りの違法行為ないし犯罪事実につき告発義務が存在していた。

この点につき本件4名の最高裁判所裁判官達は何らこの公益目的の法的作為義務を果たそうともせず、逆に事実上隠蔽してしまった。

5. 事実上隠蔽された真実

(1) 大村昌志、秋山哲也、土田立夫、竹澤正夫、伊藤寿彦の5名の東京都指定代理人達がA事件で行なった訴訟詐欺行為、及び郵便日付印の改ざん（公文書偽造・同行使）という重大犯罪の嫌疑。

(2) これら5名の東京都指定代理人達の責任を庇護・隠蔽するため証拠の握り潰し、訴訟手続違反という荒っぽい手口（手段・方法）で私を敗訴せしめた東京高等裁判所第七民事部の奥山興悦、山崎まさよ、沼田 寛の3名の明白な違法行為。

(3) 本件訴訟記録に含まれる「私の真筆の郵便封筒の日付（公文書）の改ざん」という東京都の指定代理人5名が行った重大犯罪の嫌疑。

この点の証明には、追って甲第7号証を提出する他、隨時甲号証を提出する。

6. 本件決定は以上のような多くの公務員ないし準公務員の違法行為ないし責任を庇護・隠蔽するという客観的・明白な違法目的をもって私の上告を棄却し、私の敗訴を最高裁判所の権威をもって終局的に確定せしめたものである。（真実の隠蔽行為）。これを実質的にみれば裁判（決定）とは名ばかりで、最高裁判所裁判官の職務権限を著しく逸脱した職権濫用行為（刑法193条）である事は甲第1号証（訴訟記録到着通知書）により明白で疑いの余地はない。

以上の事実は私からみれば明らかな裁判の拒否であり上告権の侵害である。この点が不法行為（民法709条）を構成する事に疑いの余地は無い。

7. また上告も訴えであるから判決によるべきものであり、非公開の決定で棄却するのは実質的には真実の隠蔽行為であり、反民主的行為である。

この点は憲法32条違反（裁判の拒否）、憲法82条（判決・対審の公開）違反、憲法99条（憲法尊重擁護義務）違反である。

8. 請求の内訳は上告状に貼付した印紙代金18,600円（民法第709条）、及び裁判の拒否にも等しい本件決定により被った筆舌に尽くし難い精神的苦痛を慰謝するのに要する費用は金一億円を下らない慰謝料が相当と考えるが、本訴ではその一部である金981,400円の支払いを求める（民法第710条）。

9. なお、本訴の顛末は公開裁判の実質を確保するため、私のインターネットのホームページで予告・公開させていただきます。

<http://homepage3.nifty.com/mrkono/>

このホームページ掲載事項で客観的証拠に裏付けられた私の主観的真実には一点の嘘偽りはない。あるのは公権力（国・東京都）の虚偽ないし欺瞞だけである。

この点必要に応じて甲号証として提出する。

付属書類 甲号証写し 6通 及び証拠説明書 1通

以上原告 III r k o n o